令和元年１1月12日

参加支部代表者殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　海老名市剣道連盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　鈴木泰介

　　　　第１3回県央えびな少年少女剣道オープン大会の運営について

向寒の候、皆様におかれましてはご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて標記大会を皆さまのご協力のもと、来年２月11日（火）に開催しますが、円滑な運営を図る為、前回より判定制を導入しております。つきましては下記について、選手並びに審判の先生方に事前に周知されますようお願いいたします。

**記**

試合方法

**（　　　　部が前回より導入した部分）**

・トーナメント試合（３本勝負）により行う。

・試合時間は準決勝戦まで２分。決勝戦は３分とする。**但し準決勝までの延長戦は一分とし、それでも勝敗が決定しない場合は判定試合とする。判定は全日本剣道連盟の試合規則（勝敗の決定　第７条5）、試合細則（第９条）によることとする。**決勝戦の延長戦は勝敗の決するまで、時間を区切らずに行う。

＊１年生部門は敗者復活戦を行う。

**関係資料**　　剣道審判規則・細則抜粋

|  |  |
| --- | --- |
| 規則　（勝敗の決定）  第7条5.判定により勝敗を決する場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により、判定する。 | 細則  第9条　規則第7条5号「判定」は、次の通りとする。  1.技能の優劣は、有効打突に近い打突を優位とする。  2.試合態度の良否は、姿勢および動作において優っている者を優位とする。 |